

The TICA 2024 Board of Directors and Proposals Election

提案 1. Proposal 1 - Add Bylaw 15.2.2.5 (Eligibility for BC Elections)

Bylaw 15.2.2.5 (Breed Committee 選挙の資格要件) の追加提案

概要

これは Breed Committee 候補者の会員資格要件の記載場所を整理する提案です。

【理由】 Bylaw 114.2 から Breed Committees に関する不適切な参照が削除されたことを受け、Board は Breed Committee 候補者に関する Bylaw に最低 2 年間の会員資格要件を追加するよう Rules Committee に指示した。

【提案内容】 15.2.2.5 として以下を追加： 選挙月の直前 2 年間、継続して良好な会員資格を有していること。もし Breed/Breed Group Section の会員の中に直前 2 年間の会員資格を有する者がいない場合には、2 年間の会員資格要件は適用されないものとする。

【長所 (PROs)】：

- 以前に存在していた会員資格の基準を正しい箇所に戻し、明確化する
- 理事会の候補者に求められる会員資格の基準を Breed Committee の候補者にも統一的に適用

【短所 (CONS)】：

特になし

提案 2. Proposal 2 - Amend Bylaw 118.2 (Breed Section Polls)

Bylaw 118.2 (Breed Section 投票) の改正提案

概要

これは投票資格者の定義をより明確にするための提案です。

現行の Bylaw 118.2 で、投票資格者は "bona fide eligible voting members" と記されていますが、この表現が分かりにくいため、Bylaw 113.1 の投票資格要件を明示し、さらに投票月の初日から 6 ヶ月以上前に Breed Section に所属していることを要件に加えます。これにより、投票資格の基準を明確に規定します。

【理由】 2024 年春季会議の議事録に、理事会は事務局に対し「ブリードセクション投票は、登録規則ではなく、TICA Bylaws に定められた投票手続きに従わなければならない」と指示しました。これは投票者の資格に関するものです。今後の曖昧さを避けるため、関連する Bylaw を改正します。

【提案内容】

1. 投票者の定義の変更：
 - 現行："bona fide eligible voting members"
 - 提案："eligible voting members"
2. 投票資格要件の明確化：
 - Bylaw 113.1 の投票資格要件を満たすこと
 - 投票実施月の初日より 6 ヶ月以上前からその Breed Section のメンバーであること

【長所 (PROs)】:

- 投票資格がより明確化される
- "bona fide" という紛らわしいラテン語が削除され、非英語圏のメンバーにも分かりやすくなる

【短所 (CONS)】:

- 新規 breed section メンバーは加入後 6 ヶ月間投票できない
- Executive Office の投票資格確認作業が増える可能性あり

提案 3. Proposal 3 - Amend Bylaws 122.2.1 and 122.2.2 (Complaints)

苦情・抗議 (complaint/protest) に関する Bylaw 改正提案

概要

本提案は、申立手数料の返金規定と、Feline Welfare Committee (ネコ福祉委員会) の苦情・抗議に関する規定を整理するものです。

申立人が勝訴した場合の手数料返金を明確化し、ネコの福祉に関する苦情・抗議の規定を適切なセクションに移動することで、規則をより分かりやすくします。

【理由】

理事会は 2021 年の年次総会において、理事会の判断が申立人に有利な場合 (申立人が勝訴した場合)、申立手数料を返金することを決定しました (Standing Rule 1022.2.1.6)。本改正は以下を目的としています：

【提案内容】

1. 122.2.1 (一般的な苦情・抗議)：
 - "non-refundable" (返金不可) の文言を削除
 - Feline Welfare Standing Committee (ネコ福祉常任委員会) の虐待防止プロトコルに基づく申立は手数料免除という規定を追加
2. 122.2.2 (ショーに関する苦情・抗議)：
 - "non-refundable" の文言を削除
 - Feline Welfare 関連の規定を 122.2.1 へ移動

【長所 (PROs)】:

- Bylaw を現行の運用と一致させる
- Feline Welfare Committee (ネコ福祉委員会) の苦情・抗議を適切な分類に整理

【短所 (CONS)】:

- ショーで発生する Feline Welfare の苦情・抗議への対応は含まれていない

提案 4. Proposal 4 - Amend Show Rule 21.73 (Congress Judging Formats)

Show Rule 21.73 (Congress 審査形式) の改正提案

概要

これは現行の Congress 審査形式のルールを整理し、より明確にするための提案です。現行のルールは理解が難しく紛らわしいとされています。

【理由】

現行のルールは理解が難しく、分かりにくい表現となっています。本改正では、Breed/Multi-Breed Congress で認められる審査形式を明確に規定します。

【提案理由】

審査形式を以下の 2 つに整理:

21.73.1 リングジャッジが全エントリーをクラスで審査し、さらにショーの異なる時間帯に breed/multi-breed congress 用に選ばれたエントリーも審査する。

21.73.2 リングジャッジが全エントリーをクラスで審査し、別のジャッジが congress エントリーのみを審査する。

21.73.3 単一の被毛長の猫種による congress は specialty リングとして、両方の被毛長の猫種を含む congress は allbreed リングとして審査される。

【長所 (PROs)】:

- ルールがより読みやすく明確になる
- 現行の実務と一致

【短所 (CONS)】:

- 現行ルールにある「同じジャッジが 2 回の congress を行う」というあまり使用されていないオプションが削除される

提案 5. Proposal 5 - Amend Show Rule 26.1 and Standing Rule 209.1.1.6.1 (Caging)

Show Rule 26.1 と Standing Rule 209.1.1.6.1 (ケージング) の改正提案について

概要

本提案は、ベンチングに関するルールを現状に合わせて改正するものです。

「ケージ」という表現を「スペース」に変更し、スペースの収容匹数とサイズ情報の告知方法を明確にします。

【理由】

時代の経過とともに、多くの出陳者が自身のポータブルケージを持参するようになり、ほとんどのショーではベンチングのためのスペースを提供するだけとなっています。しかし、1つのベンチスペースに何匹の子猫/猫を収容できるかを定義する必要は依然としてあります。これらの改正は、現在の実態に合わせてルールを更新し、出陳者が各 TICA ショーで使用されるベンチサイズを把握できるようにすることを目的としています。

【提案内容】

1. Show Rule 26.1 :
 - "cages"を"locations"に変更
 - 1つのスペースに2匹の子猫または1匹の猫まで収容可能
2. Standing Rule 209.1.1.6.1 : ショーフライヤーの必須情報として：ショーフライヤーの必須情報として："ベンチングケージのサイズ"を"ベンチングスペースの寸法、または必要に応じてレンタルケージの寸法"に変更

【長所 (PROs)】:

- 提案された変更が現在の実践を反映している

【短所 (CONS)】:

- "2匹の子猫または1匹の猫"に必要な最小サイズが定義されていない

注：この変更は審査リング外のベンチング配置に関するものなので、ショー年度の開始を待つ必要なく有効となる。

提案 6. Proposal 6 - Amend Show Rule 29.3.4 (Scoring for substitute judges)

Show Rule 29.3.4 と 29.3.4.1 (代替ジャッジに関する規定) の改正提案

概要

本提案は、予定されていたジャッジに代わって代替ジャッジが審査を行った場合の、タイトルポイントの取り扱いを明確にするものです。代替ジャッジの下で獲得したポイントは、当初予定されていたジャッジの下での獲得として扱うことを規定します。

【理由】

代替ジャッジがリングに入る場合のタイトルポイントの付与方法を規定するショールール 29.3.4.1 は、分かりにくい内容となっています。想定と実践が、しばしば相反しています。ま

た、グランドタイトルの資格に関する古い参照があり、これを削除する必要があります。

【提案内容】

代替ジャッジの下での勝利は、当初契約されていたジャッジの下で獲得したものとして扱うことを明確にする。

性別表現の修正 (29.3.4) :

"his entries" を "their entries" に変更

代替ジャッジの下での勝利の扱いを変更 (29.3.4.1) :

現行: "different judge" として Grand Championships のポイントをカウント

改正: 当初契約されたジャッジの下での獲得としてカウント

【長所 (PROs)】:

- 代替ジャッジでの勝利が、当初の契約・広告されたジャッジによる勝利としてカウントされるため、ポイントの解釈が一貫する。

【短所 (CONS)】:

- 当初契約・広告されたジャッジが「異なるジャッジ」という要件を満たさない場合、代替ジャッジがその要件を満たしても、ポイントは当初契約されたジャッジのものとみなされるため、「異なるジャッジ」での勝利要件が満たされないケースが生じる。

提案 7. Proposal 7 - Amend 212.3 (Restore final awards to 2015 status)

Show Rule 212.3 (ファイナル授与を 2015 年の状態に戻す) の改正提案

概要

この提案は、AB Alter クラスのファイナル授与基準を 2015 年以前の状態に戻し、全クラスのファイナル授与数を統一し、公平性を取り戻すことを目指しています。

【理由】

2016 年に、AB Alter クラスのファイナル授与数が 25 匹未満でも 10 位まで変更されましたが、これによりエントリー数が増加したという確実な証拠はありません。また、Kitten と Championship クラスの出陳者は、自分たちのクラスではファイナル順位数が制限されているのに比べ、これを不公平な優遇と感じています。

TICA では 2016 年以前、すべてのクラスでファイナル授与が平等に扱われ、ファイナルを獲得するためには、他の猫と実際に競い合う必要がありました。本提案は、その競争のバランスを回復することを目指しています。

【改正提案内容】

ファイナル順位の授与数

212.3.1 Household Pet Adult class and Household Pet Kitten class.

出場している猫の数に応じて以下の順位を授与する :

Number of Cats Number of Final Places

Fewer than 10 Equal to Number of cats competing

10 or More 10

212.3.2 その他のクラス

出場し競技する猫の数に応じて以下の順位を授与する：

Number of Cats Number of Final Places

Fewer than 5 Equal to number of cats competing

5 匹未満の場合：出場している猫の数に応じた順位を授与

5-20 匹の場合：5 位まで

21 匹：6 位まで

22 匹：7 位まで

23 匹：8 位まで

24 匹：9 位まで

25 匹以上の場合：10 位まで

【長所 (PROs)】：

- すべての pedigree Final の授与数が一貫する
- ファイナル授与数の混乱を避け、Alter 出陳者が他の pedigree クラスの出陳者より優遇されているという認識を解消
- Alter 数の少ない地域では、単に審査を受けるだけでなく、参加数の少ないクラスでも入賞を競うことになる

【短所 (CONS)】：

- 出陳数が少ない AB Alter クラスでは入賞数が少なくなる

提案 8. Proposal 8 - Amend Show Rule 212.3 (Number of Finals)

Show Rule 212.3 (ファイナル数) の改正提案

概要

本提案は、AB Alter クラスのファイナル授与数を、Kitten および Championship クラスと統一することを目的としています。

【理由】

2016 年に、AB Alter クラスのファイナル授与数が 25 匹未満でも 10 位まで変更されましたが、これによりエントリー数が増加したという明確な証拠は見られません Kitten と Championship クラスの出陳者は、自分たちのクラスではファイナル順位数が制限されているのに比べ、これを不公平であると感じています。

この提案は、Alters、Kittens、Championship クラスの AB ファイナルの授与数を統一します。さらに AB ファイナルにおいて、審査員はファイナル進出に値しないと判断した猫がいる場合、ファイナル枠を 10 枠未満に減らす裁量を持つことになります。

【改正提案内容】

212.3.1 に AB Kitten class と AB Championship class を追加

"shall"を"may"に変更（ジャッジの裁量を認める）

212.3.2 の "other" を "Alter, Kitten and Championship Speciality" に変更

【長所（PROs）】：

- 全血統登録クラスの AB ファイナルの授与数が一貫したものとなり、Alter 出陳者への優遇感を解消する
- 小規模ショーで AB ファイナルを獲得できる可能性が高まるため、出陳数が増える可能性がある
- ジャッジの裁量で、ファイナル入賞に値しない猫がいる場合は 10 位全てを授与しなくてもよい

【短所（CONS）】：

- AB と SP で異なるファイナル授与システムとなり、TICA の pedigree クラス平等の理念と矛盾
- SP より AB ファイナルの方が取得しやすくなり、タイトル価値の低下の可能性
- 「同じ頭数でもジャッジごとに授与数が異なる可能性があり、出陳者の混乱や Master Catalog エラーの増加が懸念される
- AB と SP のファイナル授与方法の違いが混乱を招く可能性
- ルールで裁量が認められても、ジャッジが最大数の授与を求められると感じる可能性

提案 9. Proposal 9 - Amend Show Rule 217.6.2 (HHP Divisions)

Show Rule 217.6.2 (HHP Division) の改正提案

概要

本提案は、HHP クラスの部門数が 32 に変更されてから 10 年以上経過したことを受けて、Show Rule 217.6.2 に記載されている「家庭用ペット部門」という用語を削除することを目的としています。

【理由】

HHP クラスの部門数が 32 に変更されてから 10 年以上が経過しました。そのため、Show Rule 217.6.2 に記載されている「household pet division（家庭猫部門）」という表現はもはや必要ありません。

【提案内容】

217.6.2

現行：各 adult household pet division 終了時に、ジャッジは各 household pet division の Best、Second Best、Third Best を選出し順位付けする。

改正：ジャッジは 216.7（スタンダードへの適合性を判断する規定）の規定を除き、Division の

Best、Second Best、Third Best を選出し順位付けする。
選出は judge's book に記録される。

【長所 (PROs)】:

- 古い household pet divisions への参照を削除

【短所 (CONS)】:

- 不要な変更

提案 10. Proposal 10 - Amend Show Rule 217.8 and Standing Rule 209.1.1.4.2 (Exhibitor List distribution)

Show Rule 217.8 and Standing Rule 209.1.1.4.2 (出陳者リスト配布) の改正提案

概要

本提案は、Judging Administrator, と Judge が出陳者の住所を受け取る必要がないことを目的としています。

【理由】

現在はメールで出陳者と簡単に連絡が取れ、多くの国のプライバシー法に準拠する必要があるため、Judges と Judging Administrator が出陳者の住所を受け取る理由はありません。また、ジャッジが出陳者の住所を持たないため、ショー後のアワードに関するエラーの通知は EO が行うべきです。

【提案内容】

1. 出陳者リストの送付先変更 (209.1.1.4.2)
Regional Director および Executive Office のみに送付先を限定
2. アワードのエラー通知方法の変更 (217.8)
ジャッジはショー運営と EO に通知し、出陳者への通知は EO が担当

【長所 (PROs)】:

- TICA ショー開催国の多くのプライバシー法に準拠
- ショー後のエラー発見時の出陳者とのコミュニケーションを一元化

【短所 (CONS)】:

- ショー後にエラーが確認された場合、EO の業務が増加

注：猫の審査方法に影響しないため、承認後すぐに発効可能

提案 11. Proposal 11 - Add Registration Rule 33.1.2.3 (Review of Experimental Breeds with

Structural Mutation

Registration Rule 33.1.2.3 の追加提案：構造的突然変異を持つ Experimental Breeds の見直し

概要

本提案は、2014 年の投票以降に導入された登録規則 33.2.1 に準拠していない実験的な猫種の追跡を中止することを目的としています。

これは、ヨーロッパにおける現行の規制と、TICA の活動地域における将来的な規制の可能性を踏まえ、構造的突然変異を持つ猫種に関する記録を早期に終了することで、Sphynx や American Curl など、単一の構造的突然変異を持つ既存の公認猫種の保護につなげるためです。

注) 近年、ヨーロッパ連合では動物福祉基準が強化されており、特に健康に影響を与える構造的突然変異を持つ猫種の繁殖が制限されています。

<https://www.four-paws.org/campaigns-topics/topics/companion-animals/new-rules-for-the-welfare-of-cats-and-dogs-in-the-eu>

【理由】

2014 年の投票後に導入された登録規則 33.2.1 (「既存の 2 つの家猫猫種の意図的な交配により開発された猫種で、両親の猫種の特徴を新猫種に組み込むもの。猫種の特徴として構造的突然変異を持つ猫種を、源となる猫種として使用してはならない」) に適合しない猫種が、実験的記録で追跡されているものが複数存在します。2021 年の投票後に導入された規則により、これらの猫種の理事会による審査が 2026 年に予定されています。

欧州における現行法規制および、TICA の活動地域における他の法規制の可能性を考慮すると、これらの実験的猫種の追跡を早期に中止することは、スフィンクスやアメリカンカールのような単一の構造的突然変異を持つ公認猫種の将来を守る上で有益となり得ます。

【提案内容】

Registration Rule 33.1.2.3 の追加 2021 年 11 月 16 日時点で Experimental Record または Experimental New Breed に登録されている猫種で、Registration Rule 33.2.1 に違反している猫種について、Experimental status の延長申請を希望する場合は、延長の正当性を示す資料を添えて、2025 年春の TICA Board Meeting の 90 日前までに Rules Committee と Genetics Committee に提出する必要があります。その Board Meeting において、TICA Board は Experimental status を終了する日付を決定することができます。

【長所 (PROs)】

- 現行の登録規則の下では進展しない実験的品種の追跡を中止する上で、TICA が先手を打つことができる
- 単一の構造的突然変異を持つ既存のチャンピオンシップ猫種の将来を守るのに役立つ可能性がある

【短所 (CONS)】

- 影響を受ける実験的猫種に取り組んでいる人々が、新猫種の開発継続を支持する科学的根拠やその他の文書を研究する時間が短縮される可能性がある

Experimental New Breed に関する現行ルール

Experimental New Breed は申請日から 5 年間記録され、この期間は Board の承認により延長することができる。この期間内に Registration Only のステータスに進めない場合、その猫種の記録は終了し、5 年間は再申請できない。また、この期間中、類似の名前と繁殖プログラムを持つ Experimental New Breed は受け付けられない。

Experimental New Breed としての各 5 年間の期間は、Board of Directors の投票によりさらに 5 年間延長することができる。延長申請には正当性を示す資料を添え、予定された Board Meeting の 90 日前までに Rules と Genetics 両 Committee に提出しなければならない。なお、その Board Meeting は現在の 5 年間の期間が終了する前に開催される必要がある。

2021 年 11 月 16 日時点ですでに Experimental Record にある猫種については、最初の 5 年間は 2021 年 11 月 16 日から起算する。

また、Transfer New Breed について、既存猫種が"所有する"形態学的突然変異を含む場合は、Rules と Genetics Committee への申請直後に、影響を受ける猫種からの同意を得るための投票を実施しなければならない。この投票は各猫種につき 1 回限りで結果は最終的なものとなる。Registration Only 猫種として認定されるには賛成票が必要であり、投票にかかる費用は申請者が負担する。

提案 12 . Proposal 12 - Amend Reg Rule 33.3.2.1, 33.3.3.7 and 33.9.2.6 (Breed Section Polls)

プロポーザル 12 - 登録規則 33.3.2.1、33.3.3.7 および 33.9.2.6 の改正提案(Breed Section Polls 猫種部門投票)

概要

本提案は、TICA の春の 2024 年の理事会で指摘された「Breed Section の投票は Registration Rules ではなく By-Laws に従う必要がある」という点を受け、投票資格の明確なルールを定めるものです。

【理由】

Board は 2024 年春の会議の議事録に「breed section polls は、Registration Rules ではなく、TICA By-Laws に定められた投票手続きに従わなければならない」と記しました。これは投票資格に関するものです。今後の曖昧さを避けるため、関連する Registration Rules の改正が必要です。

【長所 (PROs)】

- Breed Section (猫種部門) の投票資格が明確になり、部門内での在籍期間の最低要件を設ける
- Registration Rule 33.9.2.6 と By-Law 118.2 の矛盾が解消される

【短所 (CONS)】

- 新しい Breed Section (猫種部門) メンバーは、メンバーシップ加入後最初の 6 か月間は投票権を持たなくなる
- EO が投票資格の確認作業を追加で行う必要が生じる可能性がある

【提案内容】 鍵括弧部分が改正案です。

1. Reg Rule 33.3.2.1

Transfer New Breed が既存の猫種が「所有する」構造的突然変異を含む場合（33.9.4 を参照）、Rules および Genetics Committee に申請を提出後すぐに、影響を受ける猫種の同意を得るために EO に投票を依頼する必要があります。この投票は各猫種/猫種グループに対して一度だけ実施され、その結果は最終的なものとなります。「投票資格を得るためには、各メンバーが By Law 113.1 の要件を満たし、さらに投票が実施される月の初日の時点でその breed/breed group 部門に 6 か月以上所属している必要があります。」

2. Reg Rule 33.3.3.7

Breed が既存の猫種が「所有する」構造的突然変異を含む場合、申請提出後すぐに EO に投票を依頼して、影響を受ける猫種からの同意を得る必要があります。この投票は各猫種/猫種グループに対して一度だけ実施され、その結果は最終的なものとなります。「追加:投票資格を得るためには、各メンバーが By Law 113.1 の要件を満たし、さらに投票が実施される月の初日の時点でその breed/breed group 部門に 6 か月以上所属している必要があります。」

3. Reg Rule 33.9.2.6

承認印が付いた申請書を受け取ると、EO は関連する Breed Section（猫種部門）の全ての適格メンバーに投票を実施します。この投票結果は会議の議題と共に申請書に記載されます。

「投票資格を得るためには、各メンバーが By Law 113.1 の要件を満たし、さらに投票が実施される月の初日の時点でその breed/breed group 部門に 6 か月以上所属している必要があります。」

提案 13 . Proposal 13 - Amend Registration Rule 33.3.5 (Exp to RE)

プロポーザル 13 - 登録規則 33.3.5 の改正提案（Exp から RE への移行）

概要

本提案は、登録ルール 33.3.5 を改正し、33.3.1.3.1 で規定された「Experimental Breeds は、PNB（Preliminary New Breed）に進展した場合のみ、TICA の文書で猫種名を使用できる」との矛盾を解消するものです。

【理由】

2021 年のメンバー投票後に 33.3.1.3.1 が追加され、Experimental Breed に関しては、猫種名が PNB（Preliminary New Breed）へ進むまで TICA の文書内で使用されないことが規定されました。

このため、Experimental Breed を Registration Only に移行する際のルールにおいて、33.3.1.3.1 と矛盾しないよう、33.3.5 を改正する必要があります。

【長所（PROs）】

規則 33.3.1.3.1 との一貫性を保ち、矛盾を解消できる

【短所（CONs）】

特に無し

【改正提案】

33.3.5: Board of Directors による Registration Only Breed としての正式承認を受けると、その猫

種は Stud Book または Foundation Registry に登録されます（詳細は 36.2、36.3、36.4、36.5、36.6 を参照）。

（削除：承認された 2 文字の登録プレフィックスが使用されます（EX は除外）。